

長岡市デイサービスセンターふそき 指定通所介護・介護予防通所サービス運営規程

（事業の目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人長岡東山福祉会（以下「事業者」という。）が運営する長岡市デイサービスセンターふそき（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護及び介護予防通所サービス（以下「指定通所介護等」という。）の事業の適正な運営を確保するために、人員、設備及び運営に関する事項を定め、要介護状態または要支援状態等にある高齢者（以下「利用者」という。）に対し、その有する能力に応じ自立した日常生活をその居宅において営むことができるよう指定通所介護等を行い、利用者の心身の特性を踏まえ、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう居宅サービスまたは介護予防・日常生活支援総合事業サービスを提供することを目的とする。

（指定通所介護または介護予防通所サービスの運営の方針）

第2条 指定通所介護の運営の方針は次のとおりとする。

- （1） 事業者は、要介護者の心身の特性を踏まえ、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護、その他の生活全般にわたる日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、要介護者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。
- （2） 指定通所介護の実施に当たっては、要介護者の意思及び人格を尊重して、常に要介護者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- （3） 指定通所介護の実施に当たっては、地域や家族との結びつきを重視した運営を行い、長岡市、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、介護予防支援事業者、その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- （4） 前項のほか、「新潟県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例」（平成27年新潟県条例第22号）その他の関係法令等に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

2 介護予防通所サービスの運営の方針は次のとおりとする。

- （1） 事業者は、要支援者または事業対象者（以下「要支援者等」という。）が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、要支援者等の心身機能の維持回復を図ることをもって、要支援者等の生活機能の維持または向上を目指すものとする。
- （2） 介護予防通所サービスの実施に当たっては、要支援者等の意思及び人格を尊重して、常に要支援者等の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- （3） 介護予防通所サービスの実施に当たっては、地域や家庭との結びつきを重視し

た運営を行い、要支援者等の心身機能、環境状況等を把握し、長岡市、他の介護予防サービス事業者、地域包括支援センター（介護予防支援事業者）、保険医療機関との密接な連携に努め、効率性・柔軟性を考慮した上で、要支援者等ができることは要支援者等が行うことを基本としたサービス提供に努める。

- (4) 前項のほか「長岡市介護予防・日常生活支援総合事業における第1号訪問事業及び第1号通所事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める要綱（令和3年長岡市告示第146号）」その他の関係法令等に定める内容を遵守し、事業を実施する。

(指定通所介護と介護予防通所サービスの一体的運営)

第3条 指定通所介護と介護予防通所サービスのサービス提供は、同一の事業所において一体的に運営するものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 事業所の名称 長岡市デイサービスセンターふそき
- (2) 事業所の所在地 長岡市新保町1399番地3

(実施単位及び利用定員)

第5条 実施単位及び利用者の定員は次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 実施単位 1単位
- (2) 利用定員 30人

(従業者の資格)

第6条 事業所に勤務する従業者（以下「職員」という。）の資格は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 生活相談員
社会福祉士または社会福祉主事（任用資格を含む。）または精神保健福祉士
- (2) 看護職員
看護師または准看護師
- (3) 機能訓練指導員
理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師またはあん摩マッサージ指圧師

(職員の職種、員数及び職務内容)

第7条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤、併設の認知症型と兼務）
職員の管理及び業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行うとともに、介護保険法等に規定される指定通所介護等の事業実施に関し、遵守すべき事項について指揮命令を行う。

(2) 生活相談員 1名以上（併設の認知症型と兼務）

利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう事業所内のサービスの調整、他の介護保険施設その他の保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者等との連携を行う。

(3) 看護職員 1名以上（併設の認知症型と兼務）

利用者の健康管理及び看護を行うとともに、事業所の衛生管理等の業務を行う。

(4) 介護職員 4名以上（併設の認知症型と兼務）

利用者の介護、自立的な日常生活を営むために支援及び介護を行う。

(5) 機能訓練指導員 1名以上（併設の認知症型と兼務）

利用者が心身の状況等に応じて日常生活を営むことに必要な機能を改善し、またはその減退を防止するための機能訓練を行う。

2 前項に定めるものの他、事業所の運営上、必要な職員を置くものとする。

(設備及び備品等)

第8条 事業所は、法令に定められた設備及び所定の備品を備えるものとする。

(営業日及び営業時間)

第9条 営業日及び営業時間を、次のとおりとする。

(1) 営業日 年中無休

(2) 営業時間 8時00分から17時30分まで

(3) サービス提供時間 9時00分から16時15分まで

(4) 延長時間 8時00分から 9時00分まで

16時15分から17時15分まで

(指定通所介護の内容)

第10条 指定通所介護の内容は、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、食事の提供、機能訓練、健康管理、生活等に関する相談及び援助、送迎とし、指定通所介護の提供にあたっては次の点に留意するものとする。

(1) 指定通所介護の提供にあたっては、要介護者の要介護状態の軽減または維持に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うための通所介護計画を作成しなければならない。

(2) 事業者は、通所介護計画に従って、要介護者の機能訓練及び日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。

(3) 職員は、指定通所介護の提供にあたって、要介護者の立場にたって懇切丁寧を旨とし要介護者またはその家族に対し、指定通所介護の提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

(4) 事業者は、指定通所介護の提供にあたって、介護技術の進歩にあわせた適切な介護が行われるよう配慮するものとする。

(5) 職員は、常に要介護者の心身の状況を的確に把握し、入浴、排せつ、食事等その他の日常生活上の世話、機能訓練等を要介護者の希望に沿って提供するものと

する。特に認知症を有する利用者に対しては、利用者の有する特性に対応した指定通所介護が提供できる体制を整えるものとする。

- (6) 利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとする。なお、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。
- (7) 事業者は、自らその提供する指定通所介護の質の評価を行い、常にサービスの質の向上を図るよう努めるものとする。

(介護予防通所サービスの内容)

第11条 介護予防通所サービスの内容は、入浴、排泄等の介護、その他の日常生活上の支援、食事の提供、機能訓練、健康管理、生活等に関する相談及び援助、時間延長、送迎とし、サービスの提供にあたっては次の点に留意するものとする。

- (1) 介護予防通所サービスの提供にあたっては、要支援者等の介護予防に資するよう、心身の状況等を踏まえ、日常生活を営むことに必要な支援を行うために、介護予防通所サービス計画を作成しなければならない。
- (2) 介護予防通所サービスの提供にあたっては、主治医または歯科医師やサービス担当者会議等からの情報により、要支援者等の心身の状況及び日常生活全般の状況を的確に把握し、その状況を踏まえて、介護予防通所サービス計画に沿って、サービス提供を行わなければならない。
- (3) 事業者は要支援者等有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めるとともに、要支援者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、要支援者等が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めるものとする。
- (4) 職員は、介護予防通所サービスの提供にあたっては、要支援者等の立場にたって懇切丁寧を旨とし、要支援者等またはその家族に対し、介護予防通所サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (5) 事業者は、介護予防通所サービスの提供にあたって、介護技術の進歩にあわせて適切な介護予防が行われるよう配慮するものとする。
- (6) 利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとする。なお、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。
- (7) 事業者は、自らその提供する介護予防通所サービスの質の評価を行うとともに、主治医または歯科医師とも連携を図りつつ、常にサービスの質の向上に努めるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第12条 通常の事業の実施地域は、長岡市とする。

(利用料その他の費用の額)

第13条 指定通所介護等の利用料は、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月10日厚告第19号）」及び「長岡市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成29年長岡市告示第107号）」に定める額とし、事業者が法定代理受領サービスを提供する場合には、利用者から本人負担分の支払いを受けるものとする。

2 事業者は、前項に定める額その他、次の各号に掲げる費用の支払いを受けることができる。

- | | | | |
|-----|---|-----|--------------|
| (1) | 食事の提供に要する費用 | 昼食 | 800円（おやつ代含む） |
| (2) | おむつ代 | 実費 | |
| (3) | 延長サービス（サービス提供時間外） | 15分 | 250円 |
| (4) | 指定通所介護等で提供されるサービスのうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの。 | | |
| ア | 利用者の希望や状態によって日常生活に必要となる身の回り品の費用 | 実費 | |
| イ | 利用者の希望によって提供する日常生活に必要となる教養娯楽に係る費用 | 実費 | |

3 指定通所介護等については、次の各号に掲げるキャンセル料の支払いを受けることができるものとする。ただし、体調や容態の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は不要とする。

- | | | |
|-----|---------------------------|----|
| (1) | 利用予定日の前日15時00分までに連絡を受けた場合 | 無料 |
| (2) | 利用予定日の前日15時00分以降に連絡を受けた場合 | |

1日の介護度別基本利用料の1割の額

4 指定通所介護等について、利用日当日の10時00分以降に利用が中止となった場合は、第2項第1号に掲げる食事の提供に要する費用の支払いを受けることができるものとする。

5 第2項から第4項の費用の徴収に際しては、あらかじめ利用者または家族に対して当該サービスの内容及び費用について説明を行い、同意を得るものとする。

ただし、第2項第1号、第3項及び第4項の費用についての説明及び同意は、文書により行うものとする。

6 第2項第1号、第3項及び第4項の額を変更するときは、あらかじめ、利用者または家族に対して変更について、文書により説明し、同意を得るものとする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第14条 事業所を利用する者は、次の事項に留意しなければならない。

- | | |
|-----|---------------------------------|
| (1) | 事業所内において政治活動、宗教活動を行ってはならない。 |
| (2) | 事業所に危険物を持ち込んで서는ならない。 |
| (3) | 利用者の所持金その他貴重品は利用者自ら管理しなければならない。 |

(緊急時等の対応)

第15条 職員は、指定通所介護等の提供を行っているときに、利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医へ連絡を行う等の必要な措置を講ずるも

のとする。

（非常災害対策）

第16条 事業者は非常災害に関する具体的な計画を立てるとともに、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。

2 管理者または防火管理者は、非常災害その他緊急時に備え、防火教育を含む総合訓練を地域消防署の協力を得たうえで、年2回以上実施する等利用者の安全に対して万全を期するものとする。

3 事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

（衛生管理及び感染症対策）

第17条 事業者は、職員の清潔及び健康保持状態について管理を行うとともに、その設備・備品について、衛生的な管理を行う。

2 利用者の使用する食器その他の設備または飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、または衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行うものとする。

3 事業者は事業所において感染症が発生、まん延しないように、次の各号に定める措置を講じるものとする。

（1） 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6か月に1回開催し、その結果を職員に周知徹底を図るものとする。

（2） 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備するものとする。

（3） 職員に対して、感染症の予防及びまん延防止のための研修会及び訓練を定期的実施するものとする。

（秘密の保持）

第18条 職員及び職員であった者は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密及び情報を漏らさない。また、この秘密保持義務は、利用者との契約終了後も同様とする。

2 事業者は、前項に定める者が、正当な理由なく、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密及び情報を漏らすことのないよう、必要な措置を講ずるものとする。

3 事業者はサービス担当者会議等において、利用者及びその家族の個人情報等の秘密事項を用いる場合は、当該利用者及び家族の同意を、あらかじめ文書により得るものとする。

（苦情等への対応）

第19条 事業者は指定通所介護等に関する利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じ、その概要を利用者及び家族に文書により説明するものとする。

2 前項の苦情を受けた場合には、当該苦情内容を記録しなければならない。

- 3 事業者は、介護保険法の規定により市から文書の提出等を求められた場合は、速やかに協力をし、市等から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って適切な改善を行うものとする。また、市等から改善報告の求めがあった場合は、改善内容を報告するものとする。
- 4 事業者は、市町村から改善報告の求めがあった場合は、改善内容を報告するものとする。

（事故発生時の対応）

- 第20条 事業者は、利用者に対する指定通所介護等の提供により事故が発生した場合には、速やかに関係市及び利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所または地域包括支援センターに連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- 2 前項の事故の状況及び事故に際してとった措置について記録しなければならない。
 - 3 事業者は、利用者に対する指定通所介護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

（虐待の防止）

- 第21条 事業者は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。
- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を6か月に1回開催し、その結果を職員に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 職員に対し、虐待の防止のための研修会を定期的を実施する。
 - (4) 前3号に定める措置を適切に実施するために担当者を置くものとする。
- 2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所職員または養護者等（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市あるいは地域包括支援センターに通報するものとし調査に協力するよう努める。

（業務継続計画の策定）

- 第22条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- 2 事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的を実施しなければならない。
 - 3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（職員の研修）

- 第23条 事業者は職員の質的向上を図るための研究、研修の機会を設け、また、適切か

つ効率的に指定通所介護等を提供できるよう、職員の勤務体制を整備するものとする。

2 職員の研修を次のとおり実施するものとする。

- (1) 採用時研修 採用時に実施
- (2) 継続研修 年3回以上実施

3 事業者は、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険 法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者 を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講 じなければならない。

（記録の整備）

第24条 事業者は、利用者に対する通所介護等の提供に関する各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から事務処理規程及び個人情報に関する文書等管理規程に基づいた年数を保存するものとする。

- (1) 通所介護計画または介護予防通所サービス計画
- (2) 提供した具体的なサービス内容等の記録
- (3) 身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由
- (4) 利用者に関する市への報告等の記録
- (5) 苦情の内容等に関する記録
- (6) 事故の状況及び事故に対するその後の対応の記録

2 事業者は、職員、設備、備品及び会計に関する記録を整備する。

（地域との連携）

第25条 事業者は、地域住民またはボランティア団体との連携及び協力を行う等地域との交流に努めるものとする。

（掲示）

第26条 事業者は、運営規程の概要・職員の勤務の体制・利用者その他のサービスの選択に資すると思われる重要事項を、事業所内の見やすい場所に掲示するものとする。

附 則

この運営規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この運営規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この運営規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この運営規程は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この運営規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この運営規程は、平成21年4月1日から施行する。(平成21年5月27日審議)

附 則

この運営規程は、平成21年4月1日から施行する。(平成22年2月26日審議)

附 則（平成23年2月18日）

この運営規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月25日）

この運営規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月27日）

この運営規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月26日）

この運営規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年12月25日）

この運営規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月24日）

この運営規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年12月24日）

この運営規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月25日）

この運営規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年12月26日）

この運営規程は、平成29年1月1日から施行する。

附 則（平成29年6月5日）

この運営規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月26日）

この運営規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年6月4日）

この運営規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月26日）

この運営規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年6月2日）

この運営規程は、令和3年6月1日から施行する。

附 則（令和3年12月23日）

この運営規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年6月8日）

この運営規程は、令和4年7月1日から施行する。

附 則（令和5年3月27日）

この運営規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月25日）

この運営規程は、令和6年4月1日から施行する。